

裁判員選任の手続について

慶應義塾大学法学部

平良木 登規男

基本的な考え方

裁判員が裁判官と同じ評決権を持つ以上、裁判に積極的にかかわることができる資質が必要とされる。そうである以上何よりも裁判員の「質の確保」が重要になる。また、個別の事件に特有の負担（例えば、多数回の開廷を要する事件、死刑事件等）に耐えられる裁判員の確保につながる。

そのためには、裁判員を、民事の調停手続における調停委員選任の方法と同じように、自薦・他薦を前提にすべきである（当初の裁判員の確保は、本人の希望を前提に、調停委員および司法委員等から選任することも考えられる）が、もっとも、当検討会が、審議会意見書の実現にあるということからすると、これに反する意見は差し控えなければならないので、そこで、意見書と平仄を合わせた上での提言ということになると、無作為抽出を前提に、しかるべき段階で選定委員会において裁判員を選定することが望ましいということになる。すなわち、選定手続は、一定の段階に選任委員会を設定して、選定する手続を採用すべきである。

ちなみに、ドイツにおいて、陪審制度と参審制度とが並存した時代には、陪審員の選定と参審員の選定はほぼ同じであり、違いは、前者が当事者に専断的忌避権を認めることと陪審員に宣誓（schwören）させたのに対して、後者は選定委員会による選定をさせたことにある。

選定委員会は、法曹三者と有識者によって構成すべきである。

具体的な選定手続

市町村の選挙管理委員会において、衆議院の選挙人名簿の中から、無作為で適当数を選出したうえ、欠格事由、就職禁止事由等の有無を判断し、裁判員候補者原簿（必要数の3倍程度）を作成し、選定委員会に送付する。

選定委員会は、裁判員候補者に質問書を送付し、面接あるいは書類選考（小委員会あるいは事務局員等が行う）したうえ、裁判員名簿を作成し、裁判所に名簿を送付する。

初回は、一定数の裁判員を確保しなければならないが、その後は、年3回ないし4回に分けて、必要な数を適宜補充する。

裁判所は、送付された裁判員名簿の中から、事件に応じて、性別、年齢構成、職業等を考慮したうえ、名簿の順に裁判員を充てることとする（できる限り、バランスのとれた構成を考慮すべきである）。なお、この際に、再度、欠格事由等について調査する。

専断的忌避権は認めない。